

★民法（相続関係）改正の動向（その3）

相続・贈与の概念の基本となる民法について平成28年に続き平成29年8月1日に法務省民事局から「中間試案後に追加された民法（相続関係）等の改正に関する試案（追加試案）」に関する意見募集が行われ、その結果が10月19日に公表されました。意見募集の結果、今回の内容については賛成意見が大勢を占めました。今後、法制審議会民法(相続関係)部会において議論を重ね、平成29年末から年明けを目途に要綱案のとりまとめを目指しています。
(長掛栄一)

◎パブリックコメントによる意見募集の内容

※平成28年の中間試案の内容については平成28年7月29日付発行のOSA通信第70号をご参照ください。

項目	意見募集内容	意見募集結果
遺産分割に関する見直し	<p><u>1. 配偶者の保護のための方策（持戻し免除の意思表示推定規定）</u> 婚姻期間が20年以上である夫婦の一方が他方に対し、居住用不動産の全部又は一部を遺贈又は贈与したときは、持戻しの免除の意思表示があったものと推定することにより、遺産分割においても、このような遺贈等をした被相続人の意思を尊重した取り扱いができるようにする。</p>	配偶者の居住権保護という政策的配慮に合致するものであり、被相続人の通常の意味にも合致する、他の相続人の取得分は減ることになるが、本方策の対象が居住用不動産に限定されていることにより合理性が担保されるなどとして、追加試案の考え方に賛成する意見が大勢を占めた。
	<p><u>2. 仮払い制度等の創設・要件の明確化</u> 相続された預貯金債権について、生活費や葬儀費用の支払、相続債務の弁済などの資金需要に対応できるよう、遺産分割前にも払戻しが受けられる制度を創設する。</p>	最高裁の判例変更に伴い預貯金は遺産分割の対象とされたところ、現実的に必要となる支出に対応するために本方策は必要であるなどとして、追加試案の考え方に賛成する意見が大勢を占めた。
	<p><u>3. 一部分割</u> 遺産の一部のみを分割することができることを明文化し、当事者が遺産の一部分割を請求できるようにする。</p>	実務上行われている一部分割の取扱いを明確にする点で有意義であるなどとして、追加試案の考え方に賛成する意見が大勢を占めた。
	<p><u>4. 相続開始後の共同相続人による財産処分</u> 相続開始後に共同相続人の一人が遺産の全部又は一部を処分した場合に、計算上生ずる不公平を是正する方策を設けることにより、処分がなかった場合と同じ結果を実現できるようにする。 【甲案】処分された財産も含めて遺産分割をすることができるようにする。 【乙案】民事訴訟で償金請求をすることができるようにする。</p>	相続開始後の共同相続人による財産処分について、計算上生ずる不公平を是正するために一定の方策を講じることについてはこれに賛成する意見が多数を占めた。 【甲案】（遺産分割案）と【乙案】（償金請求案）とを比較すると、【甲案】を支持する意見が大勢を占めた。
遺留分制度に関する見直し	遺留分減殺請求権の行使によって当然に物権的效果が生ずるとされている現行の規律を見直し、遺留分権の行使によって遺留分侵害額に相当する金銭債権が生ずるものとしつつ、受遺者等において、金銭の支払に代えて、受遺者等が指定する遺贈等の目的財産を給付することができるようにする。	遺留分減殺請求権の行使により生ずる権利を原則金銭債権化する点については、これに賛成する意見が大勢を占めた。